

令和6年度税制改正要望(たたき台)
新旧対比

1. 国税・地方税

(1) 法人税

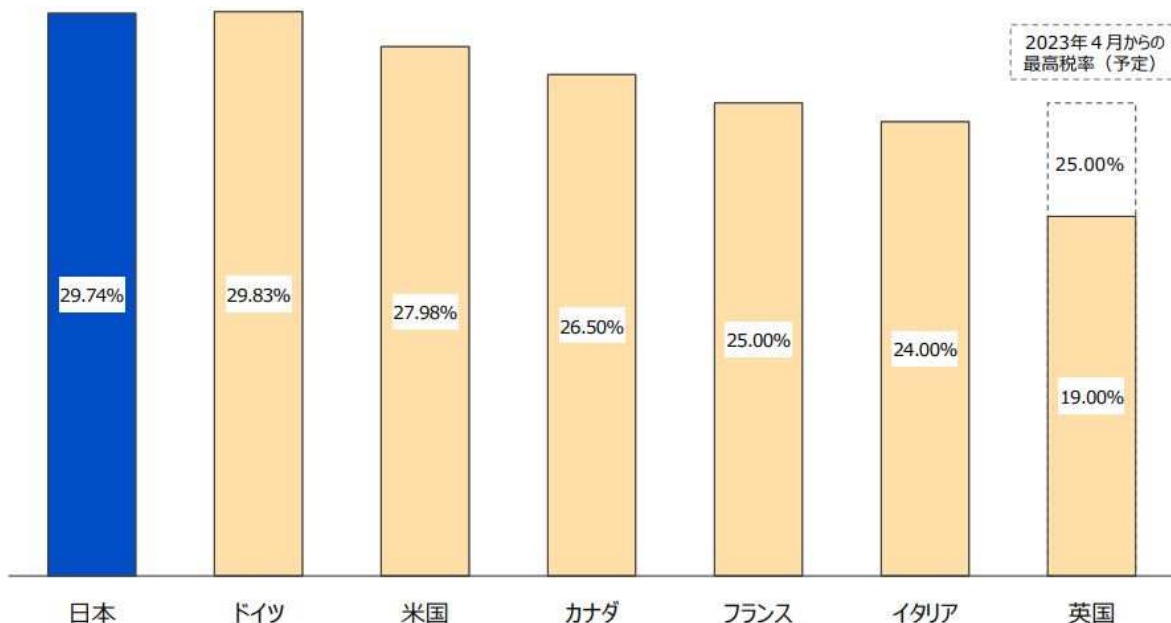
①法人税率の引下げ

平成28年度の税制改正で法人実効税率は、目標としていた「20%」台を実現、平成30年度には29.74%となった。しかし、OECD加盟国の平均は23.52%であり、米国でも法人税が35%から21%へ引き下げられ、連邦実効税率が25.77%となっており、現在も世界的なトレンドとして法人税は低下傾向にある。

令和3年10月、経済協力開発機構（OECD）加盟国を含む世界136カ国・地域は、法人税の引き下げ競争を回避するために、国際的な最低税率を15%とすることで合意しているが、今後も、更に国際競争力の強化、国内産業の活性化や立地競争力の強化を図る観点から、OECD加盟国の平均（23.5%）程度まで引下げるよう求める。

法人実効税率の国際比較

(2022年1月現在)



(注1) 法人所得に対する税率（国税・地方税）。地方税は、日本は標準税率、ドイツは全国平均、米国はカリフォルニア州、カナダはオンタリオ州。なお、法人所得に対する税負担の一部が損金算入される場合は、その調整後の税率を表示。

(注2) 日本においては、2015年度・2016年度において、成長志向の法人税改革を実施し、税率を段階的に引き下げ、37.00%（改革前）→32.11%（2015年度）29.97%（2016・2017年度）→29.74%（2018年度～）となっている。

(注3) 英国の引上げ後の最高税率（25%）は、拡張利益（※）25万ポンド（3,850万円）超の企業に適用（現行は一律19%）。なお、拡張利益25万ポンド（3,850万円）以下では計算式に基づき税率が逡減し、5万ポンド（770万円）以下は19%に据え置き。※拡張利益とは、課税対象となる利益に加えて他の会社（子会社等を除く）から受け取った適格な配当を含む額のことを指す。

(備考) 邦貨換算レートは、1ポンド=154円（裁定外国為替相場：令和4年（2022年）1月中適用）。

(出典) 各国政府資料

1. 国税・地方税

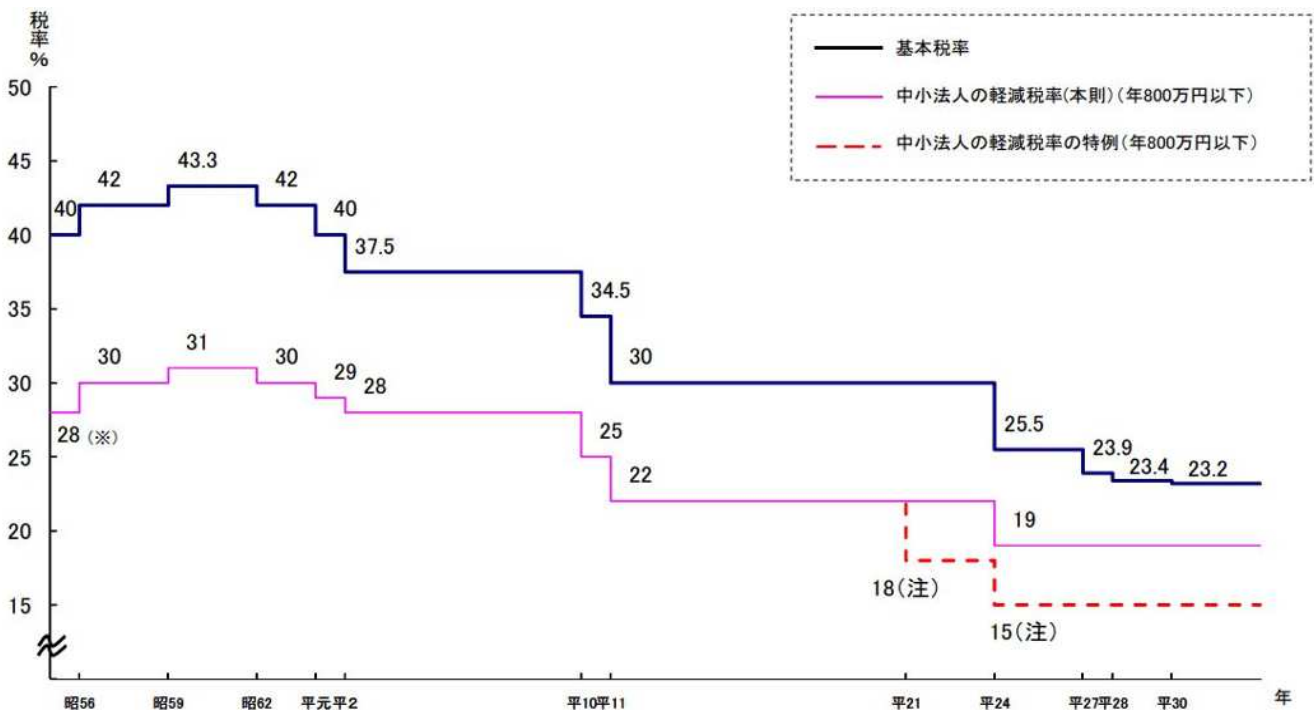
(1) 法人税

①法人税率の引下げ【継続要望、一部修正】

平成28年度の税制改正で法人実効税率は、目標としていた「20%」台を実現、平成30年度には29.74%となった。しかし、OECD加盟国の平均は23.52%であり、米国でも法人税が35%から21%へ引き下げられ、連邦実効税率が25.77%となっており、現在も世界的なトレンドとして法人税は低下傾向にある。

令和3年10月、経済協力開発機構（OECD）加盟国を含む世界136カ国・地域は、法人税の引き下げ競争を回避するために、国際的な最低税率を15%とすることで合意しているものの、日本は未だに諸外国と比較して高い水準にあり、更に国際競争力の強化、国内産業の活性化や立地競争力の強化を図る観点から、OECD加盟国の平均（23.5%）程度まで引下げよう求める。

法人税率の推移



(注) 中小法人の軽減税率の特例(年800万円以下)について、平成21年4月1日から平成24年3月31日の間に終了する各事業年度は18%、平成24年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については経過措置として18%、平成24年4月1日から令和5年3月31日の間に開始する各事業年度は15%。

(※) 昭和56年3月31日の間に終了する事業年度については年700万円以下の所得に適用。

令和5年度改正要望

②課税ベースの拡大について

未だコロナウイルス感染症により経済活動が制限される中、地域経済と雇用の70%を支える中小企業の経営環境は、極めて厳しいものと言わざるを得ない。そのような状況にあって外形標準課税の拡大は、賃金引上げや雇用維持に悪影響を与えるだけでなく、コロナ禍による不況からの脱却を阻害するものであり、引き続き中小企業への課税ベースの拡大は、行なうべきではない。

③中小企業軽減税率の引下げ等

中小企業者等の法人税率の特例が、令和4年度末（令和5年3月末）に期限を迎える。我が国経済の成長の源であり、地域経済や雇用に大きな役割を担っている中小企業の成長を後押しするためにも、租税特別措置による中小企業軽減税率については延長、あるいは本則化することを求める。また、昭和56年以来、課税所得800万円以下に据え置かれている中小企業軽減税率の適用所得金額について、1,600万円への大幅な引上げを求める。

中小企業課税（概要）

中小法人課税（概要）

<中小法人（資本金1億円以下）向けの税制>

1. 軽減税率	所得800万円以下の部分について、税率19%。さらに、時限的に税率15%（租特法）
2. 貸倒引当金	貸倒引当金を一定の限度額の範囲内で損金算入可
3. 欠損金関係	① 欠損金繰越控除について、所得金額の100%まで損金算入可 ② 欠損金繰戻還付（1年間）が可
4. 留保金課税	特定同族会社に対して課される留保金課税の適用除外
5. 租税特別措置	① 研究開発税制：一般型（旧称：総額型）の税額控除率
	② 所得拡大促進税制
	③ 中小企業投資促進税制
	④ 中小企業経営強化税制
	⑤ 特定事業継続力強化設備等の特別償却（BCP）
	⑥ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

※ 中小法人向け租税特別措置の適用を受けるための要件として、課税所得（過去3年間平均）が15億円以下であることが必要（平成31年4月より適用）。

②課税ベースの拡大について【継続要望・一部変更】

コロナ禍の影響が残り経済活動が制限される中、地域経済と雇用の70%を支える中小企業の経営環境は、極めて厳しいものと言わざるを得ない。そのような状況にあって外形標準課税の拡大は、賃金引上げや雇用維持に悪影響を与えるだけでなく、コロナ禍による不況からの脱却を阻害するものであり、引き続き中小企業への課税ベースの拡大は、行なうべきではない。

③中小企業軽減税率の引下げ等【継続要望、一部修正】

中小企業者等の法人税率の特例が、令和6年度末（令和7年3月末）まで延長された。我が国経済の成長の源であり、地域経済や雇用に大きな役割を担っている中小企業の成長を後押しするためにも、租税特別措置による中小企業軽減税率については引き続き本則化することを求める。また、昭和56年以来、課税所得800万円以下に据え置かれている中小企業軽減税率の適用所得金額について、1,600万円への大幅な引上げを求める。

（参考）外形標準課税とは

「所得割（所得に対して課税）」と、法人が納める「法人事業税」のうち「付加価値割（収益配分額に単年度損益を加算したもの）」と「資本割（資本金等の額のこと）」を指す。会社の所得の金額に関係なく、事業活動規模に対して課せられる地方公共・行政サービスの対価と言える位置付け。

平成28年度の税制改革で、税収を補うためにそれぞれが引き上げられた。同時に、減価償却制度が定額法に一本化されたため、毎期の費用に計上できる額が減り、税負担が大きくなっている。（※定率法では初期に多くの減価償却費用を支払える）

令和5年度改正要望

④交際費課税制度の見直し

中小法人の交際費課税の特例措置は、令和4年度税制大綱で令和5年度末（令和6年3月末）まで延長されているが、交際費は企業にとって、事業の維持、拡大のうえで必要不可欠のものであり、景気対策に資するものである。コロナ禍によるダメージを受けた飲食店および関連事業の支援を念頭に、令和5年度にも恒久化および定額控除限度額の引き上げ、交際費の全額損金化を求める。

⑤中小企業欠損金の繰戻しによる還付制度の拡充

コロナ禍による厳しい経営環境の中、特に影響を受けた中小企業に対し、直近過去1年の事業年度に限定されている繰戻し期間を、キャッシュフロー対策として過去3年の事業年度に見直すとともに、恒久化を求める。

⑥役員給与の取扱い

役員給与の取扱いについて、定期同額給与、事前確定届出給与、業績連動給与以外については損金不算入とされているが、業績連動給与について同族会社は損金算入適用対象外となっている。経営意欲、企業活力を発揮させるため、同族会社についても一定の要件の下で損金算入を認めるよう強く求める。

また、定期給与の改定については、特別の事情があると認められない限り、期首から3ヶ月を経過すると認められないが、経済変動が激しい実態に照らし、年度途中での改定を認めるべきである。

⑦特定同族会社の留保金課税の廃止

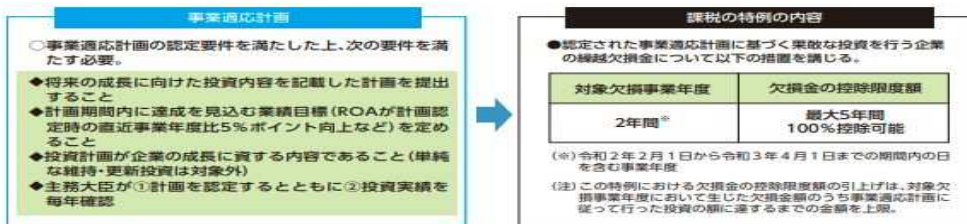
財務基盤の強化が不可欠と言える中小法人にとって、今後も本制度が拡大適用されるべきではなく、自己資本の充実を阻害する本制度は廃止すべきである。

参考：令和3年度税制改正大綱

※欠損金の繰戻し還付は、新型コロナウイルス税法で対象企業（～10億円）の拡大、災害損失としても認定され使いやすくなった。産業強化法で認定を受けている場合は下記参照。

○コロナ禍の厳しい経営環境の中、赤字であっても果敢に前向きな投資（※）を行う企業に対し、コロナ禍の影響を受けた2年間に生じた欠損金額について、その投資額の範囲内で、最大5年間、繰越欠損金の控除限度額を最大100%（改正前：所得の金額の50%）とする特例を創設します。

※カーボンニュートラル、DX、事業再構築・再編等。



④交際費課税制度の見直し【継続要望、一部修正】

中小法人の交際費課税の特例措置は、令和5年度末（令和6年3月末）に期限を迎える。交際費は企業にとって、事業の維持、拡大のうえで必要不可欠のものであり、景気対策に資するものである。コロナ禍によるダメージを受けた飲食店および関連事業の支援を念頭に延長あるいは恒久化の上、定額控除限度額の引き上げ、交際費の全額損金化を求める。

⑤中小企業欠損金の繰戻しによる還付制度の拡充【継続要望】

コロナ禍による厳しい経営環境の中、特に影響を受けた中小企業に対し、直近過去1年の事業年度に限定されている繰戻し期間を、キャッシュフロー対策として過去3年の事業年度に見直すとともに、恒久化を求める。

⑥役員給与の取扱い【継続要望】

役員給与の取扱いについて、定期同額給与、事前確定届出給与、業績連動給与以外については損金不算入とされているが、業績連動給与について同族会社は損金算入適用対象外となっている。経営意欲、企業活力を発揮させるため、同族会社についても一定の要件の下で損金算入を認めるよう強く求める。

また、定期給与の改定については、特別の事情があると認められない限り、期首から3ヶ月を経過すると認められないが、経済変動が激しい実態に照らし、年度途中での改定を認めるべきである。

⑦特定同族会社の留保金課税の廃止【継続要望】

財務基盤の強化が不可欠と言える中小法人にとって、今後も本制度が拡大適用されるべきではなく、自己資本の充実を阻害する本制度は廃止すべきである。

特定同族会社の留保金課税とは

同族会社では、株主への「配当に係る所得税」を回避するため、利益が生じても配当を行わずに「内部留保」する場合がある。しかしながら、行き過ぎた内部留保は租税回避につながることから、法人の「内部留保金」に対して課税する制度を設けている。これが「留保金課税」と呼ばれる制度である。

なお、留保金課税の適用を受ける会社は、同族会社すべてではなく、同族会社のうち、「※特定同族会社」に該当する場合のみ、留保金課税の適用がある。※資本金1億円超のみ

令和5年度改正要望

⑧生産等設備投資促進税制の復活

延長されていた「中小企業経営強化税制」は、令和4年度末（令和5年3月末）に期限を迎える。設備の取得前に計画認定を受ける必要があり、使い勝手が悪いため、中小企業に浸透していない。ポストコロナを見据え、生産等設備の更新を促進して生産性の向上を図り、国内における設備投資需要を喚起する観点から、延長ではなく中小企業を対象にした生産等設備投資促進税制の復活を求める。

⑨中小企業投資促進税制の拡充・恒久化

延長されていた「中小企業投資促進税制」は、令和4年度末（令和5年3月末）に期限を迎える。中小企業の生産性向上・競争力強化を図るために、対象設備の拡大、価格要件の緩和等拡充をした上で、引き続き恒久化を求める。

参考：令和5年度税制改正

赤字の事業者を含めた中小企業の前向きな投資や賃上げを後押しするため、赤字企業にも効果がある生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置が新設された。

設備の種類 (価額要件)	ソフトウェア (70万円以上)	機械装置 (160万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援 措置	国税	【中小企業経営強化税制】 ⇒延長（2年） 即時償却又は税額控除10%（※7%） 生産性向上設備（A類型） 生産性が年平均1%以上向上 収益力強化設備（B類型） 投資利益率5%以上のパッケージ投資 デジタル化設備（C類型） 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備 経営資源集約化設備（D類型） 修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備		
		【中小企業投資促進税制】 ⇒延長（2年） 30%特別償却又は税額控除7% ※30%特別償却のみ適用		
	地方税	【生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置】 ⇒新設 計画中に賃上げ表明に関する記載なし：3年間、課税標準を1/2に軽減 計画中に賃上げ表明に関する記載あり：4又は5年間、課税標準を1/3に軽減		

※管理のおおむね全部を他の者に委託する機械装置で、コインランドリー業（その中小企業者等の主要な事業であるものを除く。）の用に供するものは対象外。

中小企業経営強化税制とは、一定の設備を取得した場合に、即時償却または取得価額の10%の税額控除（資本金3000万円超1億円以下の法人は7%）を選ぶことができる。ただし、中小企業等経営強化法の認定を受けた「経営力向上計画」にもとづいている必要がある。

⑧生産等設備投資促進税制の復活【継続要望、一部修正】

令和4年度末に期限を迎えた「中小企業経営強化税制」は、令和6年度末（令和7年3月末）まで延長された。計画認定手続きが柔軟化されたとはいえ、設備の取得前に計画認定を受ける必要があり、使い勝手が悪いため中小企業に浸透していない。生産等設備の更新を促進して生産性の向上を図り、国内における設備投資需要を喚起する観点から、延長ではなく中小企業を対象にした生産等設備投資促進税制の復活を求める。

⑨中小企業投資促進税制の拡充・恒久化【継続要望、一部修正】

令和4年度末に期限を迎えた「中小企業投資促進税制」は、令和6年度末（令和7年3月末）まで延長された。中小企業の生産性向上・競争力強化を図るために、対象設備の拡大、価格要件の緩和等拡充をした上で、引き続き恒久化を求める。

経営力向上計画について

対象は生産等設備を構成するものであることが要件（事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物付属設備、福利厚生施設などは対象外。国内への投資に限られ、中古資産・貸付資産でないことも要件となる）。原則では、経営力向上計画の認定を受けてから設備を取得する必要がある。例外として、設備を取得した後に経営力向上計画を申請する場合には、設備取得日から60日以内に経営力向上計画が受理される必要がある。

令和3年度の税制改正で、工業会の証明書の取得と同時並行で、計画認定に係る審査をするなど計画認定手続きが迅速化されることになり、対象となる類型が増え、A～Dタイプの4つとなっている。



令和5年度改正要望

⑩少額減価償却資産特例の拡充・恒久化

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例が、令和5年度末まで延長された。

引き続き償却資産管理や納税等の事務負担を軽減するため、少額減価償却資産の全額即時損金算入制度について、全ての企業においても、取得価格10万円未満から30万円未満に引き上げることを求める。更なる利便性・効率性の向上、設備投資促進の観点から、取得価額の引き上げおよび取得合計額の上限撤廃することを求める。

令和4年度税制改正大綱

少額資産を取得した場合の税務上の取り扱いは、以下の通り。

		取得価額	税務上の償却方法
全ての企業	少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度	10万円未満	取得価額の全額を損金算入(即時償却)
	一括償却資産の損金算入	20万円未満	3年間で均等償却(残存価額なし)
中小企業者等のみ	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	30万円未満	取得価額の全額を損金算入(※年間300万円以内)

令和4年度の税制改正大綱では、中小企業者等にのみ認められている取得価額が30万円未満の少額減価償却資産の即時償却の特例について、その適用期限が2年間延長された。

	取得価額	税務上の償却方法	
全ての企業	10万円未満	取得価額の全額を損金算入(即時償却)	← 恒久措置
	20万円未満	3年間で均等償却(残存価額なし)	
中小企業者等のみ	30万円未満	取得価額の全額を損金算入(※年間300万円以内)	← 2年間延長

即時償却や一括償却資産に該当する資産から「貸付け(リースやレンタル等、主な事業として行われるものを除く)の用に供した資産」を除外することとされ、建築現場の足場材料など、一つ当たりの取得価額が10万円未満の少額資産を大量に取得・即時償却を行い、その資産を他者に貸し出すという節税方法への対策のために設けられた。

	取得価額	税務上の償却方法	
全ての企業	10万円未満	取得価額の全額を損金算入(即時償却)	← 恒久措置
	20万円未満	3年間で均等償却(残存価額なし)	
中小企業者等のみ	30万円未満	取得価額の全額を損金算入(※年間300万円以内)	← 2年間延長

← 対象資産から貸付用を除外

⑩少額減価償却資産特例の拡充・恒久化【継続要望・一部変更】

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例が、令和5年度末（令和6年3月）に期限を迎える。

引き続き償却資産管理や納税等の事務負担を軽減するため、少額減価償却資産の全額即時損金算入制度について、全ての企業においても、取得価格10万円未満から30万円未満に引き上げることを求める。更なる利便性・効率性の向上、設備投資促進の観点から、取得価額の引き上げおよび取得合計額の上限撤廃することを求める。

(2) 所得税

所得税の配偶者控除および課税方式の見直しについて

一億総活躍社会の実現にむけた働き方改革をすすめるためには、就業調整をしなくて済む抜本的な見直しと、少子高齢化を緩和する具体的な少子化対策が必要であり、社会保障制度も含めて幅広い視点で議論すべきである。

急激な税負担の増加防止や少子化対策、格差社会の到来等諸問題への対応として、税制の観点からは世帯単位課税（N分N乗方式）の導入等、働き方の変革に資する課税方式の見直しを求めてきた。法人会は、所得税が有してきたとされる財源調達機能と所得再分配機能に改めて注目し、速やかな見直しを強く求める。

参考＜主要国における配偶者の存在を考慮した税制上の仕組み等について＞

(2022年1月現在)

	日本	米国	英国	ドイツ	フランス
配偶者の存在を考慮した税制上の仕組み	配偶者（特別）控除 （最大38万円）	夫婦単位課税 （実質的な二分二乗方式） の選択	婚姻控除（注1） （最大19万円）	夫婦単位課税 （二分二乗方式） の選択	世帯単位課税 （N分N乗方式）（注3）
課税単位	個人単位課税	個人単位課税と 夫婦単位課税 （実質的な二分二乗方式） の選択制	個人単位課税	個人単位課税と 夫婦単位課税 （二分二乗方式） の選択制	世帯単位課税 （N分N乗方式）
（参考） 私有財産制度	夫婦別産制	州により異なる	夫婦別産制	夫婦別産制（注2）	法定共通制（注4）

（注1） 英国では、自らの基礎控除（12,570ポンド（194万円）；高所得者については控除額が逐減・消失）を全額使い切れなかった場合、その残額（最大1,260ポンド（19万円））を配偶者（給与所得者の場合、給与所得が50,270ポンド（774万円）以下で所得税の基礎税率である20%が適用される者が対象）の基礎控除額に移転することができる。

（注2） ドイツでは、原則別産制。財産管理は独立に行うことができるが、財産全体の処分には他方の同意が必要。

（注3） フランスでは、家族除数（N）は単身者の場合1、夫婦者の場合2、夫婦子1人の場合2.5、夫婦子2人の場合3、以降被扶養児童が1人増すごとに1を加算する。

（注4） フランスでは、財産に関する特段の契約なく婚姻するときは法定共通制（夫婦の共通財産と夫又は妻の特有財産が並存する）。

（備考） 邦貨換算レートは、1ポンド＝154円（裁定外国為替相場：令和4年（2022年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。

（2）所得税

所得税の配偶者控除および課税方式の見直しについて【継続要望・一部変更】

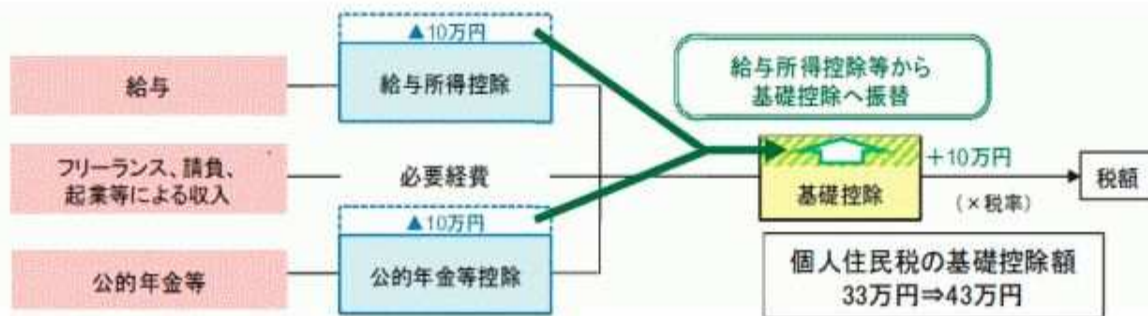
一億総活躍社会の実現にむけた働き方改革をすすめるためには、就業調整をしなくて済む抜本的な見直しと、少子高齢化を緩和する具体的な少子化対策が必要であり、社会保障制度も含めて幅広い視点で議論すべきである。

急激な税負担の増加防止や少子化対策、格差社会の到来等諸問題への対応として、税制の観点からは世帯単位課税（N分N乗方式）の導入等、働き方の変革に資する課税方式の見直しを求めてきた。法人会は、所得税が有してきたとされる財源調達機能と所得再分配機能に注目し、**引き続き**見直しを強く求める。

（令和3年度改訂）給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

働き方の多様化を踏まえ、「働き方改革」を後押しする観点から、給与所得控除・公的年金等控除の金額が一律10万円引き下げられ、基礎控除の金額が10万円引き上げられる等の改正が行われます。

詳細は下記をご覧ください。



(3) 資産税

①事業承継税制

事業承継税制の拡充の一環として、個人事業者向け事業承継税制も新設されたが、中小企業の円滑な事業承継を図るためには、事業用資産を一般資産から切り離した本格的な事業承継税制の創設が必要である。引き続き納税猶予制度の更なる利用促進を図るため、納税猶予制度の特例が、令和4年度税制改正で「特例承継計画」の提出期限が1年延長され、令和6年3月末までとなったが、未だ収束しないコロナ禍による時間的なロスを勘案し、更に提出期限を1年延長し、適用期限については2年程度の延長を求め、併せて以下の要件の見直しを強く求める。

- ・相続税の納税猶予制度取消の場合の延納・物納の認可
- ・会社の事業資金の担保に提供している土地・建物は、事業用資産として扱い、個人資産評価額の一定割合を減額する等、相続税の評価方法を見直すとともに相続税・贈与税の納税猶予の対象とする。
- ・取引相場のない株式の評価方式を中小企業の実態により即した評価方式に見直す。

②事業承継におけるM&Aに対応した税制創設

中小企業でもM&Aが事業承継に活用される状況を鑑み、売り手および買い手それぞれに対し、M&Aのインセンティブとして、株式譲渡益にかかる特別控除等を認める税制の創設を求める。

参考：令和4年度税制改正大綱



（3）資産税

①事業承継税制【継続要望・一部変更】

事業承継税制の拡充の一環として、個人事業者向け事業承継税制も新設されたが、中小企業の円滑な事業承継を図るためには、事業用資産を一般資産から切り離した本格的な事業承継税制の創設が必要である。引き続き納税猶予制度の更なる利用促進を図るため、納税猶予制度の特例は5年目を迎え、令和4年度税制改正で「特例承継計画」の提出期限が1年延長され令和6年3月末までとなったが、コロナ禍による時間的なロスを勘案し、更に提出期限を1年延長し、適用期限については2年程度の延長を求め、併せて以下の要件の見直しを強く求める。

- ・相続税の納税猶予制度取消の場合の延納・物納の認可
- ・会社の事業資金の担保に提供している土地・建物は、事業用資産として扱い、個人資産評価額の一定割合を減額する等、相続税の評価方法を見直すとともに相続税・贈与税の納税猶予の対象とする。
- ・取引相場のない株式の評価方式を中小企業の実態により即した評価方式に見直す。

②事業承継におけるM&Aに対応した税制創設【継続要望】

中小企業でもM&Aが事業承継に活用される状況を鑑み、売り手および買い手それぞれに対し、M&Aのインセンティブとして、株式譲渡益にかかる特別控除等を認める税制の創設を求める。

③相続税

平成27年1月より、基礎控除の引下げとともに最高税率を55%に引き上げる等税率構造の見直しが行なわれた。このため特に大都市圏においては、急激な負担増と課税対象の大幅な増加を招いている。

大都市圏の相続人の負担を緩和するため、また、少子化の現実を踏まえ、法定相続人1人あたりの控除額を現行の600万円から従前の1,000万円に引上げるよう求める。加えて、事業承継の円滑化の観点から、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例における事業用宅地の適用対象面積の更なる拡大を求める。

④相続時精算課税制度

相続時精算課税制度を活用した相続税額の計算については、贈与時の評価額をもとに行われることになっているが、相続が発生し、生前贈与した財産の評価額が下落していた場合、思わぬ税負担を強いられることになる。贈与時の評価額と相続時の評価額のいずれか低い額により計算できるよう求める。

またその場合、居住用宅地等については「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」が受けられるようにすべきである。

⑤担保提供した個人資産の評価方法の見直し

中小企業経営において、経営者の個人資産を担保提供することが多いが、その資産は債権者の承諾なしに処分ができないなど大きな制約を受ける。

円滑な事業承継を促進するためには、法人経営のために担保提供した資産は事業用資産に準じるものとして取り扱い、評価額の縮小や税負担の減額等、相続税の評価方法の見直しを求める。

参考：令和5年度税制改正大綱

<生前贈与制度の見直し>

1. 暦年贈与の方法で生前に贈与を受けていた相続財産について、相続時に相続財産に加算される生前贈与の期間が3年から7年に延長される。
2. 延長した4年間に受けた贈与については、過去の受けた贈与の記録・管理の事務負担を軽減する観点から合計100万円まで相続税に加算しない。

③相続税【継続要望】

平成27年1月より、基礎控除の引下げとともに最高税率を55%に引き上げる等税率構造の見直しが行なわれた。このため特に大都市圏においては、急激な負担増と課税対象の大幅な増加を招いている。

大都市圏の相続人の負担を緩和するため、また、少子化の現実を踏まえ、法定相続人1人あたりの控除額を現行の600万円から従前の1,000万円に引上げるよう求める。加えて、事業承継の円滑化の観点から、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例における事業用宅地の適用対象面積の更なる拡大を求める。

④相続時精算課税制度【継続要望・一部変更】

相続時精算課税制度を活用した相続税額の計算については、贈与時の評価額をもとに行われることになっているが、相続が発生し、生前贈与した財産の評価額が下落していた場合、思わぬ税負担を強いられることになる。災害等により一定の被害を受けた場合による価値の減少に関わらず、贈与時の評価額と相続時の評価額のいずれか低い額により計算できるよう求める。

またその場合、居住用宅地等については「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」が受けられるようにすべきである。

⑤担保提供した個人資産の評価方法の見直し【継続要望】

中小企業経営において、経営者の個人資産を担保提供することが多いが、その資産は債権者の承諾なしに処分ができないなど大きな制約を受ける。

円滑な事業承継を促進するためには、法人経営のために担保提供した資産は事業用資産に準じるものとして取り扱い、評価額の縮小や税負担の減額等、相続税の評価方法の見直しを求める。

参考：令和5年度税制改正大綱

＜相続時精算課税制度の見直し＞

1. 相続時精算課税制度に基礎控除制度の創設（毎年110万円）
2. 土地、建物が災害により一定の被害を受けた場合、贈与時の価格から災害によって被害を受けた部分に相当する額を控除して、相続税を再計算することができる。

→相続開始7年以内の贈与財産は相続財産に加算されることになり、「基礎控除110万円の活用」「相続税率>贈与税率の適用」ができなくなった。

(4) 消費税

①軽減税率について

軽減税率制度は、社会保障制度財源を毀損すること、すべての事業者に過度な事務負担を強いること、低所得者対策としては非効率であること、から本質的に導入されるべきではなく、事業者からは依然として強く反対する声がある。引き続き法人会としては、問題があれば単一税率にすることを求める。

また、消費税増税については、「社会保障制度と税の一体改革」「行政改革」等、各種改革の履行を前提に導入を認めているため、今後も法人会として改革履行状況を注視していくこととする。

②適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

消費税引上げに伴い区分記載請求書方式が導入され、令和5年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入予定である。

コロナ禍の収束は未だ見通せず、更には制度導入にあたりコロナ禍の影響を受けている飲食、小売事業者ほど、移行に伴う煩雑な事務処理等でコスト増や事務負担を強いられる傾向にあるため、円滑な導入に向け適格請求書発行事業者の早期登録の推進に併せて、導入延長も検討すべきである。

③価格転嫁対策

平成25年6月に消費税転嫁対策特別措置法が成立し様々な施策が講じられることとなったが、同措置法は令和3年3月末に失効しており、適格請求書等保存方式のスタートを前に中小企業者の中で価格転嫁についての不安は大きく、引き続き事業者の実態を十分に把握しながら、関係機関が連携のうえ強力かつ確実に実行されるよう求める。

（4）消費税

①軽減税率について【継続要望】

軽減税率制度は、社会保障制度財源を毀損すること、すべての事業者に過度な事務負担を強いること、低所得者対策としては非効率であること、から本質的に導入されるべきではなく、事業者からは依然として強く反対する声がある。引き続き法人会としては、問題があれば単一税率にすることを求める。

また、消費税増税については、「社会保障制度と税の一体改革」「行政改革」等、各種改革の履行を前提に導入を認めているため、今後も法人会として改革履行状況を注視していくこととする。

②適格請求書等保存方式（インボイス制度）について【継続要望・一部修正】

消費税引上げに伴い区分記載請求書方式が導入され、令和5年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入予定である。

制度導入にあたりコロナ禍の影響を受けた飲食、小売事業者ほど、移行に伴う煩雑な事務処理等でコスト増や事務負担を強いられる傾向にあり、今後の円滑な導入および運営に向け、小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（いわゆる2割特例／3年間）や一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置（いわゆる少額特例／6年間）の周知の徹底、ならびに一定の条件の下に恒久化も検討すべきである。

③価格転嫁対策【継続要望・一部修正】

平成25年6月に消費税転嫁対策特別措置法が成立し様々な施策が講じられていたが既に失効しており、適格請求書等保存方式のスタートを前に中小企業者の中で価格転嫁についての不安は大きく、引き続き事業者の実態を十分に把握しながら、関係機関が連携の上、強力かつ確実に実行されるよう求める。

(5) 地方税

①固定資産税の抜本的見直し

固定資産税については、大企業・中小企業の区別なく同一税率で課税されているが、大企業に比べて中小企業は担税力、収益力に差があり、特に都市部で地価上昇が顕著で重税感が高まっているため、法人税と同様軽減税率を導入し、中小企業の負担軽減を求める。

また、評価方式は収益還元価格方式に改めるよう求める。

②償却資産の固定資産税の課税廃止

設備投資の促進を図るため、償却資産の固定資産税の課税廃止を求めるとともに、それまでの間、減価償却資産の免税点150万円を300万円に引き上げることを求める。併せて中小企業の資産管理・納税事務負担の軽減、事務効率化を図るため「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例」において対象取得価格を引き上げ、対象取得価格の合計額を撤廃し全額損金算入できるよう求める。

③東京都における「中小企業者向け省エネ促進税制」の拡充

引き続き省エネ努力へのインセンティブとして、減免額の引上げや対象機器の拡大などの拡充を求める。

④事業所税の廃止

固定資産税との二重負担になっており、また対象地域での新規開業や雇用創出の阻害要因にもなっている。都市計画税が徴収されている中、すでに本税の目的は達成されており廃止すべきである。

⑤個人住民税特別徴収事務の簡素化

特別徴収義務者の事務の簡素化等に資するため、地方税の申告書・納付書の規格、様式の統一を図ることを求める。

⑥過度な地方法人課税の偏在是正の見直し

政府がすすめる自治体間の税収格差是正で、東京都の財源を地方に分配する仕組みが更に強化された。一人あたりの地方税収は全国平均並みであることから、「受益と負担の関係」を逸脱しないよう強く求める。

（5）地方税

①固定資産税の抜本的見直し【継続要望】

固定資産税については、大企業・中小企業の区別なく同一税率で課税されているが、大企業に比べて中小企業は担税力、収益力に差があり、特に都市部で地価上昇が顕著で重税感が高まっているため、法人税と同様軽減税率を導入し、中小企業の負担軽減を求める。

また、評価方式は収益還元価格方式に改めるよう求める。

②償却資産の固定資産税の課税廃止【継続要望】

設備投資の促進を図るため、償却資産の固定資産税の課税廃止を求めるとともに、それまでの間、減価償却資産の免税点150万円を300万円に引き上げることがを求める。併せて中小企業の資産管理・納税事務負担の軽減、事務効率化を図るため「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例」において対象取得価格を引き上げ、対象取得価格の合計額を撤廃し全額損金算入できるよう求める。

③東京都における「中小企業者向け省エネ促進税制」の拡充【継続要望】

引き続き省エネ努力へのインセンティブとして、減免額の引上げや対象機器の拡大などの拡充を求める。

④事業所税の廃止【継続要望】

固定資産税との二重負担になっており、また対象地域での新規開業や雇用創出の阻害要因にもなっている。都市計画税が徴収されている中、すでに本税の目的は達成されており廃止すべきである。

⑤個人住民税特別徴収事務の簡素化【継続要望】

特別徴収義務者の事務の簡素化等に資するため、地方税の申告書・納付書の規格、様式の統一を図ることを求める。

⑥過度な地方法人課税の偏在是正の見直し【継続要望】

政府がすすめる自治体間の税収格差是正で、東京都の財源を地方に分配する仕組みが更に強化された。一人あたりの地方税収は全国平均並みであることから、「受益と負担の関係」を逸脱しないよう強く求める。

2. 災害復興

(1) 支援体制の強化

東日本大震災や水害等の甚大な災害が発生した場合、被災地域、被災企業の復旧・復興を加速するために「特区」新設等を検討し、税制における支援体制の強化だけではなく雇用や投資に対する財政面の支援強化も検討し、被災企業の復興や企業の誘致による雇用の確保につながるよう多面的な支援体制が必要である。

(2) 復興特別所得税

復興予算について、単なる「バラマキ」とならないよう、その用途・効率性・公平性の厳格な審査・検証が必要であるとともに、復興特別所得税が恒久化することがないよう求める。

3. その他

(1) 社会保障・税の共通番号制度（マイナンバー）

行政の効率化や利便性の向上、国民の社会保障や税の給付と負担の公平性と透明性を実現する等メリットは大きいですが、制度上の課題と普及しないが故の課題を混同し、混乱を招いている。個人情報管理に万全を期し、コストを明確化して、国民の納得と理解を得ながら推進するよう求めるとともに、事業者に対して過度なコストや事務負担とならないよう柔軟な運営と必要な助成を求める。

(2) 創業企業にかかわる税制上の支援

新設した中小企業の基盤確立、成長力育成、雇用促進のために下記措置の検討を求める。また設立にかかる手続きの簡素化も求める。

ア 法人税の軽減

イ 欠損金の繰越控除期間（9年）の延長（創業後5年間に生じたもの）

ウ 設立に係る印紙税および登録免許税の廃止

エ 創業資金に係る贈与税の非課税枠の創設（1回限り1000万円程）

オ エンジェル税制の拡充

2. 災害復興

（1）支援体制の強化【継続要望】

東日本大震災や水害等の甚大な災害が発生した場合、被災地域、被災企業の復旧・復興を加速するために「特区」新設等を検討し、税制における支援体制の強化だけでなく雇用や投資に対する財政面の支援強化も検討し、被災企業の復興や企業の誘致による雇用の確保につながるよう多面的な支援体制が必要である。

（2）復興特別所得税【継続要望】

復興予算について、単なる「バラマキ」とならないよう、その用途・効率性・公平性の厳格な審査・検証が必要であるとともに、復興特別所得税が恒久化することがないように求める。

3. その他

（1）社会保障・税の共通番号制度（マイナンバー）【継続要望・一部変更】

行政の効率化や利便性の向上、国民の社会保障や税の給付と負担の公平性と透明性を実現する等メリットは大きい。制度上の課題と普及しないが故の課題を混同し、混乱を招いてきたが、ようやく普及に目途が付いたところとなった。

今後は、国民の納得と理解を得ながら、社会保障・税に関する行政の手続における利便性向上はもとより、正確な所得の把握によるきめ細やかな社会保障制度を設計し、公平・公正な社会を実現するよう求める。

（2）創業企業にかかわる税制上の支援【継続要望】

新設した中小企業の基盤確立、成長力育成、雇用促進のために下記措置の検討を求める。また設立にかかる手続きの簡素化も求める。

ア 法人税の軽減

イ 欠損金の繰越控除期間（9年）の延長（創業後5年間に生じたもの）

ウ 設立に係る印紙税および登録免許税の廃止

エ 創業資金に係る贈与税の非課税枠の創設（1回限り1000万円程）

オ エンジェル税制の拡充

(3) 印紙税の廃止

印紙税については、電子商取引には課税されず文書による取引には課税されるといった不公平感がある。取引形態の変化により電子決済が普及しペーパーレス化が進む中、公平性や消費税との二重課税の観点から廃止を求める。

(4) コロナウイルス等感染症対策特別措置

新型コロナウイルス感染症を含め、様々な感染症拡大防止にかかる国内投資については、製造設備に限らず広く投資対象を特定した上で、全額損金算入を認める特例措置を求める。

(5) 大企業のマルチステークホルダー方針遵守の監督

大企業向け「賃上げ促進税制」の認定要件の一つに、マルチステークホルダー方針の作成・認定・公表が求められているが、中小企業に対する賃上げ分のしわ寄せを回避できるか不透明である。ついては、中小企業庁に配置された取引調査員（下請Gメン）に、方針遵守状況のヒアリング業務を公式に追加・公表する等の具体的な措置を求める。

（3）印紙税の廃止【継続要望】

印紙税については、電子商取引には課税されず文書による取引には課税されるといった不公平感がある。取引形態の変化により電子決済が普及しペーパーレス化が進む中、公平性や消費税との二重課税の観点から廃止を求める。

（4）新型コロナウイルス等感染症対策特別措置【継続要望】

新型コロナウイルス感染症を含め、様々な感染症拡大防止にかかる国内投資については、製造設備に限らず広く投資対象を特定した上で、全額損金算入を認める特例措置を求める。

（5）大企業のマルチステークホルダー方針遵守の監督【継続要望】

大企業向け「賃上げ促進税制」の認定要件の一つに、マルチステークホルダー方針の作成・認定・公表が求められているが、中小企業に対する賃上げ分のしわ寄せを回避できるか不透明である。については、中小企業庁に配置された取引調査員（下請Gメン）に、方針遵守状況のヒアリング業務を公式に追加・公表する等の具体的な措置を求める。